

平成 24 年度(2012 年度) 第 1 回箕面市都市計画審議会 議事録

●日 時 平成 24 年 10 月 17 日(水曜日)
午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 00 分閉会

●場 所 箕面市議会委員会室

●出席した委員

会 長	増田 昇 氏	委 員	中嶋 三四郎 氏
委 員	段中 弘 氏	委 員	永田 義和 氏
委 員	弘本 由香里 氏	委 員	森 章 氏
委 員	印藤 文雄 氏	委 員	泊 詳紀 氏
委 員	岡沢 聡 氏	委 員	永石 辰也 氏
委 員	神田 隆生 氏	委 員	米田 順子 氏
委 員	中井 博幸 氏		

委員 13 名 出席

●審議した案件とその結果

案件 1 会長の選出及び会長職務代理者の指名

増田昇委員が会長に選出された。

会長が木多委員を会長職務代理者に指名した。

案件 2 箕面市景観計画の変更について【諮問】

全員賛成につき、原案どおり答申

●事務局（安永）

本日は、委員の皆さま方におかれましては、公私何かとお忙しい中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

それでは、はじめに本日の日程についてご説明申し上げます。

委員の皆さまが本年10月で新たに任命されて最初の審議会のため、会議開催に先だちまして、会長が決定されるまでの間の議事進行をしていただく仮議長の選出を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

選出いただくにあたり、まず「委員紹介」をさせていただきます。

任期満了に伴い委員の皆さま大幅に入れ替わりがありましたので、事務局から委員の皆さまのご紹介をいたしたいと存じます。

それでは「都市計画審議会委員名簿」をご覧くださいませでしょうか。名簿の順にお名前をご紹介しますので、委員の皆さまにおかれましては恐縮でございますが、ご起立いただきますようお願い申し上げます。

学識経験者段中委員でございます。
学識経験者弘本委員でございます。
学識経験者増田委員でございます。
市議会議員印藤委員でございます。
市議会議員岡沢委員でございます。
市議会議員神田委員でございます。
市議会議員中井委員でございます。
市議会議員中嶋委員でございます。
市議会議員永田委員でございます。
関係行政機関の職員森委員でございます。

市民委員泊委員でございます。
市民委員永石委員でございます。
市民委員米田委員でございます。
これにて、委員紹介を終わります。
委員の皆さま、ありがとうございます

た。

それでは、会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、会議の進行をしていただく仮議長の選出を行っていただきたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

（「事務局一任」の声）

それでは、会長は学識経験者の中から選ぶことになっておりますので、学識経験者以外の委員の中から事務局からご指名をさせていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議無しの声）

それでは、関係行政機関の職員として農業委員会から選出いただいた森委員さんをお願いいたします。

森委員さんには、会長が選出されるまでの間、会議の進行をよろしく願いいたします。

●森委員

わかりました。皆さま、よろしくお願いいたします。

●事務局（安永）

それでは、これをもちまして、仮議長の選出を終了いたします。

会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、議事の進行については、ただいまご承認いただきました森委員さんをお願いをいたします。

それでは、平成24年度第1回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず始めにマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますのでよろし

くお願いします。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次の方が発言される場合には、次に発言される方がご自分の前の青いボタンを押していただきますと先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。なお、会議を進行していただきます議長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは森委員、お願いいたします。

●森委員

それでは、これより平成24年度第1回箕面市都市計画審議会を進めて参ります。僭越ではございますが、議事を進めさせていただきます。議事運営に当たりまして、皆さま方のご協力をよろしくをお願いいたします。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

●事務局

まず、定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員18名中13名でございまして、過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、池田委員、松村委員、小枝委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。以上でございます。

●森委員

次に伊藤副市長さんより挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。よろしく申し上げます。

●伊藤副市長

皆さん、おはようございます。本来で

あれば、市長の倉田が参りまして、皆さま方にご挨拶を申し上げるべきところでございますが、あいにく、他の公務が重なっておりますので、私のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆さまにおかれましては、公私何かとご多忙の中、箕面市都市計画審議会にご出席を賜りまことにありがとうございます。平素は、本市都市計画行政をはじめ、市政諸般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

このたび、新たな委員構成により、箕面市都市計画審議会がスタートいたしました。ご就任いただきました委員の皆さまに、改めてお礼を申し上げます。学識経験者・市議会・市民及び関係行政機関からの選出により、就任いただきました18名の委員の皆さまにおかれましては、それぞれの立場から、より慎重で活発なご審議を重ねていただき、本市都市計画行政の推進にご協力をいただきたいと存じます。

さて、本日の審議会では、まず最初の案件といたしまして、会長の選出及び会長職務代理者の指名についてをお願いをすることになります。その後、諮問案件でありますご審議のお願いをいたしております。諮問案件の止々呂美景観保全策についてでございますが、本市を代表する良好な里山田園景観を有する止々呂美地域について、現在箕面森町のまちづくりが進展していること、また、新たに新名神高速道路の整備が進んでいること等から、今後周辺環境の急激な変化が予想されます。こうした中で、引き続き止々呂美の景観保全をしていくため、新たに、景観法の重点地区に指定するべく、景観計画の変更素案を作成し、昨年12月に本審議会でご報告し、ご意見を

いただきました。その後、パブリックコメントを実施のうえ、景観計画変更案として整理し、今回、景観計画変更に向けて、審議会のご意見を伺うべく諮問するものでございます。

委員の皆さまにおかれましては、どうかそれぞれのお立場から慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●森委員

ありがとうございました。

副市長さんにおかれましては公務ご多忙のため、ここで退席されると伺っております。

●伊藤副市長

ここで失礼いたしますが、よろしくお願いいたします。

●森委員

それでは、続きまして案件1「会長の選出及び会長職務代理者の指名」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

●事務局

議案書の1ページをご覧ください。審議会会長は、都市計画法第77条の2及び都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条の規定により、学識経験者から委員の選挙によって定めることとなっております。よって、議案書の表に挙げております8名の学識経験者の方々の中から会長をお選びいただくこととなります。

なお、会長職務代理者の指名についてでございますが、これは会長が指名することになっておりますので、会長選出後、あらためてご説明いたします。

それでは、会長選出の手続きを、よろしく願いいたします。

●森委員

ただ今事務局から説明がありました会長選出でございますが、規定によりまずと、学識経験者から委員の選挙によって定めることとなっております。「選挙」の方法ですが、本日の出席委員全員による「互選」により決定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議無しの声)

それでは、互選とさせていただきますが、委員の皆さま、学識経験者の委員の中から、どなたか自薦、他薦などご発言ございませんでしょうか。

●中井委員

増田委員を推薦したいと思います。

前任期間中も、会長として、専門分野にとどまらない広い見識の上にならって各委員の活発な意見をうまく交通整理していただき、審議会として建設的なまとめができたと感じています。特に不都合がなければ、引き続きお願いしてはどうかと思います。

●森委員

ありがとうございます。ただいま中井委員より、増田委員の推薦がございました。その他、ご推薦はございませんでしょうか。

他にないようでございますので、ご推薦を受けられました増田委員を箕面市都市計画審議会会長に選出したいと存じます。増田委員、よろしくお願いいたします。

●増田委員

私でもしも不都合がなければお受けしたいと思います。

●森委員

ありがとうございます。ご快諾をいただき、まことにありがとうございます。よって、増田委員が会長に選出をされました。皆さまご協力ありがとうございました。任期であります平成26年9月30日まで、本市都市計画審議会会長として会議の招集、議事の進行を司っていただくこととなります。増田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで議事進行を、ただ今決まりました増田会長にお願いしたいと存じます。ありがとうございました。

●増田会長

皆さん、おはようございます。先ほど、皆さま方のご選挙によりまして、昨期に引き続き、今期の会長をおおせつかりました。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今の都市計画の状況を見ますと、基礎自治体といいますか、市町への権限委譲というものが大幅に行われておりまして、いろんな意味で、審議会のもつ重要性というものが高まっていると思います。特に、いろんな意味で都市計画審議会というものは将来の町の姿を決めると同時に、一方のほうでは私権制限に及ぶこともございます。議論といたしましては、先ほどもございましたように、真摯な側面で議論をし、公正公明にやるということと同時に、自由活発な意見交換をして審議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座って進行を進めさせていただきたいと思います。

それでは、ここで引き続いて会長職務代理者の指名というのがございます。事務局のほうより説明をお願いしたいと思います。

●事務局

議案書の1-1ページの本文4行目をごらんください。会長職務代理者は、箕面市都市計画審議会設置条例第5条第3項の規定により、学識経験者のうちから会長が指名してこれを定めることとなっておりますので、会長におかれましては職務代理者の指名手続きをよろしくお願いいたします。

●増田会長

はい。それでは、ただいま説明がございましたように職務代理者は、会長が指名するということになっております。私のほうから指名したいと思いますが、ご専門の立場から言いますと、今日、まだお見えになってないんですけれども、学識経験者の大阪大学大学院の教授の木多先生にお願いしたいと思います。日程が少し一転二転したものですから、ひょっとしたら何かの都合で来られないかもしれませんが、後日、事務局のほうから了承を取っていただくということを前提で木多委員にお願いしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、職務代理者に関しましては、木多先生にお願いするというので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、本日の案件ですけれども、もう1件、案件の2番目がございます。これは諮問案件ですけれども箕面市景観計画の変更について、審議を行いたいと思います。ひとつの案件ですので、11時30分ごろを目途に議論を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、案件2の箕面市景観計画の変更について、市から説明をお願いしたいと思います。

案件1 箕面市景観計画の変更について（止々呂美景観保全策）
【諮問】

●市（まちづくり政策課 高木）

＜案件説明＞

●増田会長

はい、どうもありがとうございます。何回か議論を重ねてまいりましたけれども、本日、ただいまご説明ありましたように諮問をいただいたということでございます。何か、ご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。

はい。神田委員お願いいたします。

●神田委員

既存不適格になる物件に対しての扱いを今後どういう風にされるのかというのをお聞きしておきたいと思っております。

●増田会長

はい。いかがでしょうか。どうぞ事務局。

●森口参事

みどりまちづくり部まちづくり政策課森口からご答弁申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

今回のルールにつきましては、新たに何か行為をしていただくときに適用されるルールということになりますので、今あるものをこのルールにのっとしてすべて今すぐ変えてくれというようなことを求めるものではございません。そういう意味では、今あるものでルールに反してる、適合していないものに関しては、ご指摘があったように、既存の不適格物ということになります。これにつきましては、今後それをやり替える場合に、あるいは、建て替える、新築される場合に適合されるものでありますので、今すぐに適合されるという扱いはいたしてございません。

●増田会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。いかがでしょうか。

はい。永石委員どうぞ。

●永石委員

地元の地域との説明会等のお話し合いというのがあったんですけど、地元の方というのは、もともとずっと住まわられてる方と移住されてきた方がおられると思うんですけども、おそらくそれぞれまた違った意見になるんじゃないかなと思うのですが、そこらへんはどういう方々、まんべんなくそういう方々の集まりの中で説明をされてるのか、特に、その、昔から住まわられている、特に農業を営んでいる方とか、そういう方の意見を主に重視されているのか、その辺はどういう感じなのでしょう。

●増田会長

はい。いかがでしょうか。はい。どうぞ。

●森口参事

今回、ルールを制定するエリアは、旧の集落地区とその周りの山林ということになります。今開発が進んでいる箕面森町につきましては、規制のルールが及ばないということになってございます。これまで地元に対してご説明してきましたのは、止々呂美地域のまちづくり協議会という組織がございまして、今申し上げた集落地区にお住まいの方々が組織されている協議会でございます。この協議会は、箕面森町ができる以前からずっと地元のまちづくりについて話し合われてきた組織でございまして、ここに対して、4回ほどご説明にお伺いをしてご理解を得てきているというところでございます。この中で出てきた意見とし

ましては、過度な私権の制限になるのはちょっと困るというようなご意見もありましたけれども、一方で、やっぱり田園景観を守り続けるためには一定のルールが必要であろうというようなご意見もいただけることができましたので、地元の方には、そういった意味ではご理解を十分いただけているという風に考えているところでございます。

●増田会長

ほか、いかがでしょうか。はい。米田委員どうぞ。

●米田委員

パブリックコメントの中にもあった安全面というところなんですけれども、今現在お住まいになっておられる集落の方々は、今のつくりで特に問題がなかったかもしれないんですけれども、交流人口が増えるということで具体案として、生垣とかそういったもので建物だとか駐車場とかが見えにくくするということが書かれていたんですけれども、交流人口が増えることによってそういう中が見えにくくなるようなつくりの住宅というのが、安全が守られていくのかということちょっと思ったんで、安全面を考慮していますということで、具体的に本当にそういった面での防犯とかが大丈夫なのかということが、今後人口が増えていくことによってそれが守られていくのかなというところが、ちょっと疑問に思いました。

●増田会長

はい。いかがでしょうか。

●森口参事

新たなお宅を作られる場合には、生垣を配していただくとか、景観上周りと調和するような形で建てていただくというのがルールの基本となっております。ただ、一方で、安全が保たれないように

は何のことかわけがわからないわけですので、安全が保たれた上で、なおかつ周辺と調和するような景観がどんなものなのか、これは一軒一軒ご相談をしながら定まっていくものだと思いますので、今ここで一概に、ここまではこうだけでも、ここまではできませんとかいうことはちょっとお答えはできないのですけれども、一軒一軒の届出をいただいた上で、個々の協議をしながらご相談させていただくと。その上で、安全も十分守られて、景観も守られる方法を考えて行きたいという風に考えてございます。

●増田会長

よろしいでしょうか。ほか何かございますでしょうか。はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

その点で、この地域は市街化調整区域になっていきますので、そう、土地がよく動いていくということにはならないと思うのですが、ただ、気になるのは、沿道のサービス施設を新設ということは大いにありうることなので、その辺、この条例ができるそれ以降、どういうことが考えられてるのか、主にどういうところにこの規制があたっていくのか、その辺はどういう風に想定されているのか。

●増田会長

はい。いかがでしょうか。

●森口参事

このルールが制定されると、何か建物が特定の用途の建物が建てられなくなるとかというようなルールではございません。景観のルールですので、何か建物が建つときに、その見え方にご配慮くださいというようなルールになっていきます。このルールができましても、ご指摘がありましたように、市街化調整区域ですので、基本的には建物が建つものは制限されています。それはそのまま継続さ

れるということになりますので、沿道のサービス施設もごく一部限られた場合のみ認められるということは今後も変わりません。そういったものが建つ場合には、沿道にふさわしいような景観のしつらえをルールの上で求めていくという風になると考えます。

●増田会長

はい。よろしいでしょうか。はい。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろな意味で、これからは、おのおの地区が持っている地域らしさといえますか、地域の固有性とか、そういうことを大事にしながら、まちづくりをしていく必要がある。で、地域の中でご議論され、ある一定の理解を得られていえるということですので、おおむね、景観審議会の方でも妥当というご審議をいただいておりますし、いかがでしょうか。特にご質問、ご意見等ございませんでしたら、審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そしたら、諮問案件でございますけれども原案どおり妥当ということでご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということでございますので、諮問原案を妥当とする内容を答申したいと思っております。ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。この際、何か委員の皆さん方に何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

少し、大幅に担当の方も、委員の方も変わったということで、これから2年間

かけていろいろな意味で活発な議論が進んでいくんだろうと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、委員の方から特にないということでございますので、事務局の方向かございますでしょうか、その他。

●事務局

事務局より1点説明いたします。

「次回審議会の日程について」

11月27日火曜日午後2時から、この同じ場所、委員会室で開催する予定です。案内文は追ってお送りしますので、ご出席をお願いします。

●増田会長

はい。ありがとうございます。次回には、あまり間がございませんですけども、11月27日の火曜日の午後2時からということですので、出席のほどよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

これをもちまして、すべての日程は終了だと思います。ご多忙のところ、慎重にご審議をいただきましてありがとうございます。これから2年間、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。